

定期報告制度の改正

(H28.6.1)

改正前 道指定【建築基準法施行細則（道規則）】		改正後 国指定【建築基準法施行令（告示）】		改正後 道指定【建築基準法施行細則（道規則）】		(道規則)
		○該当する用途部分が 避難階のみにあるものは対象外 (政令第16条)		○該当する用途部分が 避難階のみにあるものも対象		H28年：6～3月
用途	道指定要件（いずれかに該当）	用途 ※同：改正前と同じ	国指定要件（いずれかに該当）	道指定要件（いずれかに該当(国指定と重複するものは道指定対象外)）		報告時期
劇場、映画館、演芸場	①3階以上の階にあるもの(100㎡超) ②床面積(客室の部分に限る)が200㎡を超えるもの	同	【政令第16条第1項第1、2号】 ①3階以上の階にあるもの(100㎡超) ②客席の床面積の合計が200㎡以上のもの ③主階が1階にないもの ④地階にあるもの(100㎡超)	①3階以上の階にあるもの(100㎡超) ②床面積(客室の部分に限る)が200㎡を超えるもの		H29年以後3年 毎の4～9月
観覧場(屋外観覧場を除く)、公会堂、集会場(集会場：一室の床面積が200㎡超の集会室を有するもの)	①3階以上の階にあるもの(100㎡超) ②床面積(客室又は集会室の部分に限る)が200㎡を超えるもの	同	【政令第16条第1項第1号】 ①3階以上の階にあるもの(100㎡超) ②客席の床面積の合計が200㎡以上のもの ③地階にあるもの(100㎡超)	①3階以上の階にあるもの(100㎡超) ②床面積(客室又は集会室の部分に限る)が200㎡を超えるもの		
病院、診療所(患者の収容施設があるものに限る)	①3階以上の階にあるもの(100㎡超) ②床面積の合計が500㎡(児童福祉施設等で収容施設のないものにあつては1,000㎡)を超えるもの	同	【政令第16条第1項第3号】 ①3階以上の階にあるもの(100㎡超) ②2階の床面積の合計が300㎡以上のもの ③地階にあるもの(100㎡超)	①3階以上の階にあるもの(100㎡超) ②床面積の合計が500㎡を超えるもの		H28年以後3年 毎の4～9月
老人ホーム、児童福祉施設等(就寝用福祉施設(※1)に限る)		児童福祉施設等(※2) (就寝用福祉施設に限る)	同上(就寝用福祉施設を除く)	(国指定なし)	①3階以上の階にあるもの(100㎡超) ②床面積の合計が500㎡(児童福祉施設等にあつては1,000㎡)を超えるもの	
同上(就寝用福祉施設を除く)		同	【政令第16条第1項第3号】 ①3階以上の階にあるもの(100㎡超) ②2階の床面積の合計が300㎡以上のもの ③地階にあるもの(100㎡超)	①3階以上の階にあるもの(100㎡超) ②床面積の合計が300㎡を超えるもの		H30以後3年毎 の4～9月
ホテル、旅館	①3階以上の階にあるもの(100㎡超) ②床面積の合計が300㎡を超えるもの	同	(国指定なし)	①3階以上のものであつて、かつ、床面積の合計が1,000平方メートルを超えるもの		H29年以後3年 毎の4～9月
下宿	①床面積の合計が1,000㎡を超え、かつ、3階以上のもの	同	【政令第16条第1項第3号】 ①3階以上の階にあるもの(100㎡超) ②2階の床面積の合計が300㎡以上のもの ③地階にあるもの(100㎡超)	①3階以上のものであつて、かつ、床面積の合計が1,000平方メートルを超えるもの		
共同住宅、寄宿舎(就寝用福祉施設に限る)		同	(国指定なし)	①3階以上のものであつて、かつ、床面積の合計が1,000平方メートルを超えるもの		
同上(就寝用福祉施設を除く)		同	(国指定なし)	①3階以上のものであつて、かつ、床面積の合計が1,000平方メートルを超えるもの		
学校、体育館(学校に附属するものに限る)	①3階以上の階にあるもの(100㎡超) ②床面積の合計が5,000㎡を超えるもの	同	【政令第16条第1項第4号】 ①3階以上の階にあるもの(100㎡超) ②床面積の合計が2,000㎡以上のもの	①3階以上の階にあるもの(100㎡超) ②床面積の合計が5,000㎡を超えるもの		H28年以後3年 毎の4～9月
体育館(学校に附属するものを除く)		博物館、美術館、図書館(学校に附属するものを除く)	同	(道指定なし)	①3階以上の階にあるもの(100㎡超) ②床面積の合計が2,000㎡を超えるもの	
ポーリング場、スキー場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場(学校に附属するものを除く)	①3階以上の階にあるもの(100㎡超) ②床面積の合計が2,000㎡を超えるもの	同	(国指定なし)	①3階以上の階にあるもの(100㎡超) ②床面積の合計が2,000㎡を超えるもの		
同上(学校に附属するものに限る)		同	【政令第16条第1項第5号】 ①3階以上の階にあるもの(100㎡超) ②2階の床面積の合計が500㎡以上のもの ③床面積の合計が3,000㎡以上のもの ④地階にあるもの(100㎡超)	①3階以上の階にあるもの(100㎡超) ②床面積の合計が1,000㎡を超えるもの		毎年4～9月
百貨店、マーケット、物品販売業を営む店舗(床面積が10㎡以内のものを除く)	①3階以上の階にあるもの(100㎡超) ②床面積の合計が1,000㎡を超えるもの	同	展示場	(道指定なし)		
キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店	①3階以上の階にあるもの(100㎡超) ②床面積の合計が500㎡を超えるもの	同	同	①3階以上の階にあるもの(100㎡超) ②床面積の合計が500㎡を超えるもの		毎年4～9月
事務所その他これに類するもの	①床面積の合計が1,500㎡を超え、かつ、5階以上のもの	同	(国指定なし)	①5階以上のものであつて、かつ、床面積の合計が1,500平方メートルを超えるもの		H30以後3年毎 の4～9月
備考	指定用途のうち複数の用途に供する建築物にあつては、それぞれの用途に供する部分の床面積の合計をその主要な用途に供する部分の床面積の合計とする。			備考 道指定用途のうち複数の用途に供する建築物にあつては、それぞれの用途に供する部分の床面積の合計をその主要な用途に供する部分の床面積の合計とする。		

就寝用福祉施設(※1)：高齢者、障害者等の就寝の用に供する用途に供するもの(サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホーム、助産施設、乳児院、障害児入所施設、助産所、盲導犬訓練施設、救護施設、更生施設、老人短期入所施設、小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護の事業所、老人デイサービスセンター(宿泊)、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、母子保健施設、障害者支援施設、福祉ホーム)

児童福祉施設等(※2)：老人ホームを含む、幼保連携型認定こども園を除く

	改正前 道指定	改正後 国指定		改正後 道指定	報告時期
昇降機	エレベーター	エレベーター	【政令第16条第3項第1号】籠が住戸内のみを昇降するもの及び労働安全衛生法施行令第12条第1項第6号に規定するものを除く	(道指定なし)	竣工(検査)の日の属する月の前後2ヶ月間(小荷物E V：30年度～)
	エスカレーター	エスカレーター	【政令第16条第3項第1号】	(道指定なし)	
		小荷物専用昇降機	【政令第16条第3項第1号】昇降路の全ての出し入れ口の下端が出し入れ口が設けられる室の床面よりも50cm以上高いものを除く	(道指定なし)	
建築設備等	機械換気設備、機械排煙設備、非常用の照明装置	機械換気設備、機械排煙設備、非常用の照明装置	(国指定なし)	対象建築物：道指定要件に該当の建築物(国指定と重複するものを含む)	毎年4～9月 (防火設備：30年度～)
		防火設備	【政令第16条第3項第2号】防火戸、ドレンチャーその他火災を遮る設備で、随時閉鎖又は作動できるもの(防火ダンパーを除く) 対象建築物：・政令指定の建築物 ・病院、診療所、就寝用福祉施設の用途に供する部分の床面積の合計が200㎡以上の建築物		
準用工工作物	観光用エレベーター・エスカレーター	観光用エレベーター・エスカレーター	【政令第138条の3】	(道指定なし)	毎年4～6月
	遊戯施設(ウォーターシュート、コースター、メリーゴーランド、観覧車、オクトパス、飛行塔等)	遊戯施設(ウォーターシュート、コースター、メリーゴーランド、観覧車、オクトパス、飛行塔等)	【政令第138条の3】	(道指定なし)	

●サービス付き高齢者向け住宅＝共同住宅、寄宿舎、有料老人ホーム ●認知症高齢者グループホーム・障害者グループホーム＝寄宿舎 ●小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護の事業所＝老人短期入所施設 ●老人デイサービスセンター(宿泊サービスの提供に限る)＝老人短期入所施設に類するもの